

園 裕 翔 徳 行

規 程 営 運

社会福祉法人 長寿の里

社会福祉法人 長寿の里『行徳翔裕園』運営規程

(目 的)

第1条 この運営規程（以下「規程」という。）は、行徳翔裕園入居契約書（以下「入居契約書」という。）第9条（運営規程）に基づき定められたもので、行徳翔裕園（以下「施設」という。）の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的とする。

(管理運営方針)

第2条 当施設の管理運営については、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性と自立性の尊重を基本として、必要に応じた生活サービスと併設の福祉サービスを提供することにより、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう、配慮していくものとする。

(定員)

第3条 当施設の定員は50名とする。

(入居資格)

第4条 年齢60歳以上の方。ただし、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。

2 原則として既に要介護認定を受けており、介護保険の「特定施設入居者生活介護」のサービスをご利用できる方。

3 原則として市川市在住の方。

4 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる方。

5 連帯保証人を2名立てられる方。

6 社会福祉法人長寿の里の運営方針に賛同し、円満に共同生活を営める方。

7 入院加療を要する病態の方及び感染症など他の入居者に伝染させる恐れのある方は入居をお断りすることがあります。

(職員及び職務)

第5条 社会福祉法人長寿の里は、国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」及び「介護保険法令」等に示された所定の職員を配置し、職員は当施設の設置目的を達成するために必要な職務を行う。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1 人
利用者又は、その家族からの相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 介護職員 20 人以上（常勤換算）
介護職員は心身の状況に応じ、利用者の自立の支援を行う。
- (4) 栄養士 1 人
栄養士は利用者に対する栄養管理に関する支援を行う。

(入居)

第 6 条 入居を希望するものは、次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居申込書
 - (2) 住民票
 - (3) 所得証明書
 - (4) 健康診断書
 - (5) 連帯保証人届
 - (6) 介護保険証
 - (7) 介護負担割合証
- 2 施設長は、入居申込者の入居の可否について判断し、入居の申し込みがあった日から 10 日以内に入居の可否について連絡するものとする。
- 3 入居にあたっては、入居申込者及び連帯保証人が連帯して、施設長と入居契約を取り交わすものとし、また、契約書に付随して、本規程についても詳細を入居申込者に説明するものとする。

(利用料)

- 第 7 条 入居者は、利用料として別表 1 に定める月額利用料を、後払いとして、毎月 20 日までに支払うものとする。また、その他個人的に発生した費用についても毎月末で精算し、前記月額利用料に合算して支払うものとする。
- 2 利用料の支払方法は、原則として施設長指定銀行への自動引き落としとする。ただし、引き落とし機関の開通までは現金にて施設に持参し支払うものとする。
- 3 サービス提供費の算定のため、入居時及び翌年度以降毎 1 回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。

(居室等の利用)

- 第 8 条 居室等の利用にあたっては、別表 2 「居室等の利用について」を遵守して利用するものとする。
- 2 居室において、火気類の使用は安全管理面から禁止する。

(共用施設等の利用)

第9条 共用施設等の利用にあたっては、別表3「共用施設等の利用について」を遵守して利用するものとする。

- 2 入居者は共用施設等、及び専用居室以外の定められた場所に私物を置いてはならない。
- 3 共用施設等の清掃、維持管理は施設職員が行う。

(管理責任と負担)

第10条 入居者は、専用居室について常に適正な維持管理を行うよう努めるものとする。

- 2 入居者は、共用施設等について汚損、破損等した場合は、施設長に届け出るとともに、自己の責任と負担にて原状回復するものとする。
- 3 入居者は、居室内の造作、模様替え等をする場合は、施設長にあらかじめ書面により届け出て承認を受けるものとする。

(居室への立ち入り)

第11条 施設長は、居室の保全、衛生、防犯、その他管理上の必要があると認められる場合は、入居者の承諾を得て、いつでも居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとする。

- 2 前項の規程にかかわらず、次の各号に該当する場合は、施設長は、入居者の承諾を得ることなしに居室内に立ち入ることができるものとする。
 - (1) 入居者の生命、身体、その他健康上、緊急の必要があると認められたとき
 - (2) 災害が発生し、又は発生する恐れがあつて、立ち入りを必要とするとき
 - (3) 施設の維持、管理のため緊急やむをえないと認められたとき

(各種サービスの提供)

第12条 施設長は、別表4「サービスの一覧表」に定める内容のサービスを提供するものとする。

(入居者の外泊)

第13条 入居者が外泊しようとするときは、事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長に届け出るものとする。

(第三者の滞在)

第14条 やむを得ない理由により、入居者以外者の滞在希望時は、事前に施設長に届け出・話し合いをして承諾を得るものとする。

- 2 入居者の一時的な疾病等により看護または介護が必要になったために、近親者等を居室に滞在させる場合は、事前に施設長に届け出て承諾を得るものとし、施設長、入居者協議の上その期間を定める。

- 3 入居者は、入居者以外の第三者が食事サービスを希望する場合は、事前に施設長に届け出るものとし、その費用は本規程第7条（利用料）第1項ただし書きを準用する。

（非常災害時の対応）

第15条 施設長は、非常災害時に備えて、具体的な消火、避難、救出等に関する計画を作成し、入居者も参加した訓練を年3回（夜間を想定した訓練を含む。）以上実施するものとする。

- 2 入居者は健康上または防災等の緊急事態の発生に気づいたときは、最も適切な方法で施設職員まで自体の発生を知らせる。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - （2）虐待防止のための指針を整備すること。
 - （3）事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

第17条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(政治・宗教活動の禁止)

第18条 当施設は、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。

- 2 入居者は専用居室以外場で、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。
また、他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

(退所)

第19条 入居者が退所しようとするときは、30日前までに施設長に届け出なければならない。

- 2 施設長の許可を得て行った部屋の模様替えなどについては、退所時に原状に復するものとする。この時の必要な費用は入居者が負担するものとする。

(運営懇談会)

第20条 「行徳翔裕園」入居契約書第10条(運営懇談会)に基づき運営懇談会を設置するものとする。

- 2 運営懇談会の設置、運営については、別表5に定める「行徳翔裕園運営懇談会細則」によるものとする。

(補則)

第21条 この規程を改正または廃止しようとするときは、運営懇談会の意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、令和 4年12月1日から施行する。